

## 豊能町商工会館運営使用規定

1. 豊能町商工会館（以下会館という）の運営、使用については、この規定の定めるところによる。
2. 会館は、商工会の業務に差支えない限り、会員並びに会員外に使用させることができる。
3. 会館使用の目的は、町内中小企業の経営改善施設として、地域商工業並びに産業経済の振興発展または生活環境の福祉及び文化の高揚に寄与するものとする。

### 4. 使用規定

- (1) 会館を使用しようとする者は、商工会所定の使用申込書を提出し、当会の許可を受けること。
- (2) 許可を受けた目的以外に使用しないこと。
- (3) 使用目的以外の用に供したときは、直ちにその室の明渡しをすること。
- (4) 使用時間及び定員を遵守すること。
- (5) 器具、備品の準備及び後片付けは、使用時間内に行うこと。
- (6) 許可なく飲酒、放歌、騒音を発し、または暴力を用いる等、他人の迷惑になる行為をしないこと。
- (7) 許可なく壁等に張り紙をし、釘打ち鋏留めなどしないこと。
- (8) 火気、電気、ガス等の取扱いについては、細心の注意を払うこと。
- (9) 会館の施設、器具、備品等を損傷し、若しくは紛失したときは、その損害額を弁償すること。
- (10) マルチ商法やキャッチセールスおよびこれに類似する催事・イベント、またはこれ以外でも当会が不適切だと判断した場合は、使用を認めない。
- (11) その他、当会の職員の指示に従うこと。

### 5. 使用時間と許可規制

- (1) 平日 9:00~17:00
- (2) 土・日曜日、祝祭日、休業日及び夜間は、原則として使用を認めない。
- (3) 定期的に継続して使用する場合は、使用を認めない。

### 6. 使用料

使用料は申し込みと同時に前納するものとし、当日の取り消しのときは既納の使用料は返還しない。